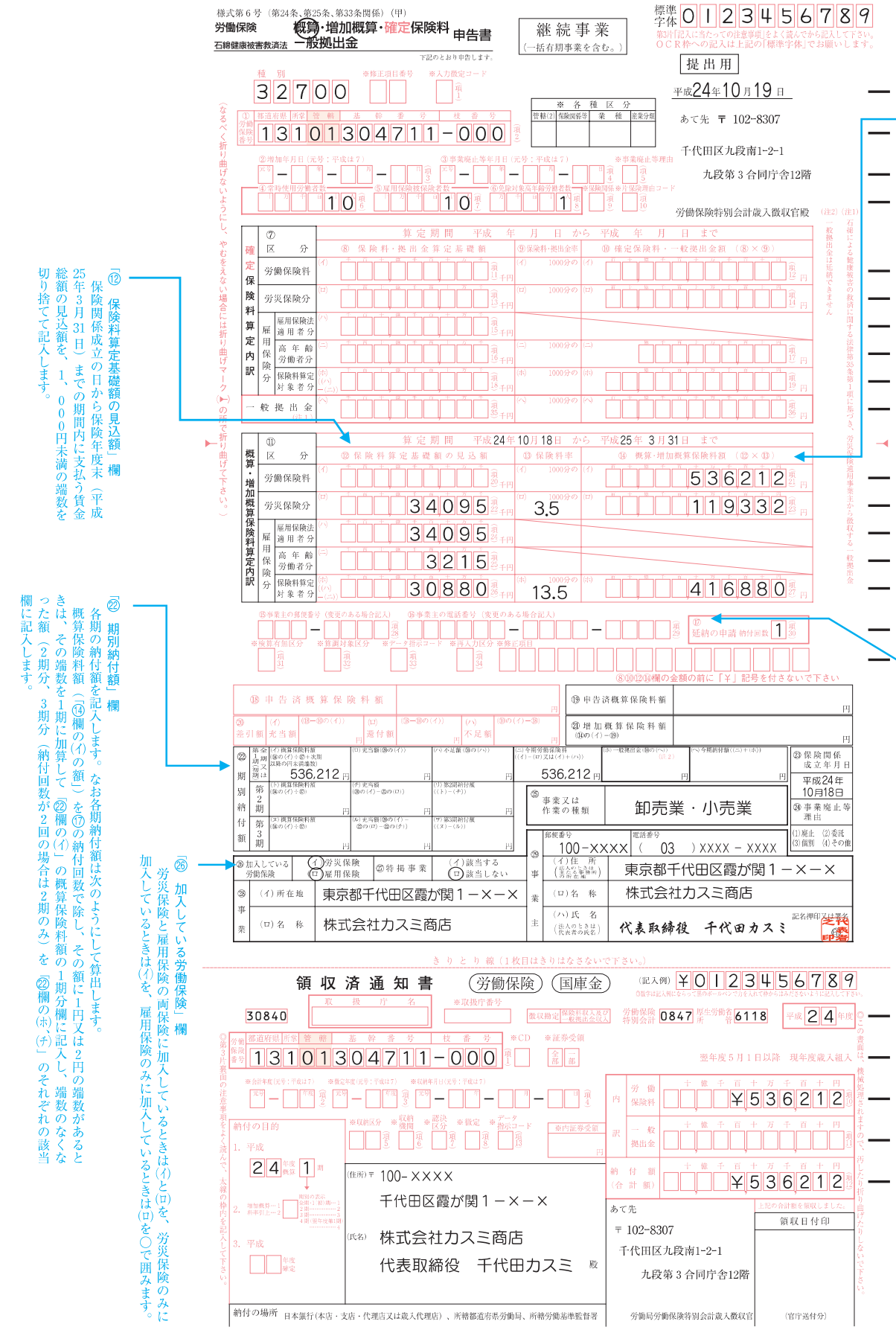

「⑫ 保険料算定基礎額の見込額」欄

保険関係成立の日から保険年度末（平成25年3月31日）までの期間内に支払う賃金総額の見込額を、1、000円未満の端数を切り捨てて記入します。

「⑭ 概算・増加概算保険料額」欄

⑫保険料算定基礎額の見込額に、⑬保険料率を乗じて得た額を記入します。（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額となります。）なお、(ロ)及び(ホ)に記入した場合はその合計額を、(ロ)又は(ホ)のどちらか一方に記入した場合はその額を(イ)に記入します。

「⑰ 延納の申請」欄

納付すべき概算保険料が40万円（労災保険又は雇用保険に係る保険関係のみ成立している事業にあっては20万円）以上で、延納を希望する場合には、保険料の納付回数を記入します。

延納の方法は、保険関係成立の日が4月1日から5月31日までのときは3回、6月1日から9月30日までのときは2回となり、10日1日以降のときは延納は認められません。なお、延納する場合、2期、3期の額に1円又は2円の端数があるときはその額を最初の期に合算します。

「㉒ 期別納付額」欄

各期の納付額を記入します。なお各期納付額は次のようにして算出します。

概算保険料額（⑭欄の(イ)の額）を⑰の納付回数で除し、その額に1円又は2円の端数があるときは、その端数を1期に加算して㉒欄の(イ)」の概算保険料額の1期分欄に記入し、端数のなくなった額（2期分、3期分（納付回数が2回の場合は2期のみ）を㉒欄の(ホ)(チ)」のそれぞれの該当欄に記入します。

㉖ 加入している労働保険」欄

労災保険と雇用保険の両保険に加入しているときは(イ)と(ロ)を、労災保険のみに加入しているときは(イ)を、雇用保険のみに加入しているときは(ロ)を○で囲みます。